

2021年度 定時株主総会 招集ご通知



2022年6月24日(金曜日) 午前10時



東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室(330区)

新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.meiwa.co.jp/>

目次

ご挨拶	1
2021年度定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
事業報告	18
連結計算書類	37
計算書類	39
監査報告書	41

 **明和産業株式会社**

証券コード：8103

ご挨拶



株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社2021年度定時株主総会を2022年6月24日（金）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

株主総会の議案及び2021年度の事業の概要につき、ご説明申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、より一層のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長 吉田 毅



[証券コード 8103]
2022年6月3日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
明和産業株式会社
代表取締役社長 吉 田 毅

2021年度定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社2021年度定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により事前に議決権を行使することもできますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議案に対する賛否をご表示いただき、5頁から6頁のご案内に従って、2022年6月23日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1.日 時** 2022年6月24日（金曜日）午前10時
(受付開始時刻は午前9時30分を予定しております)
- 2.場 所** 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）
(裏表紙の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

3.株主総会の目的事項

- 【報告事項】** (1) 2021年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
(2) 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

4.招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社にご通知ください。

以 上

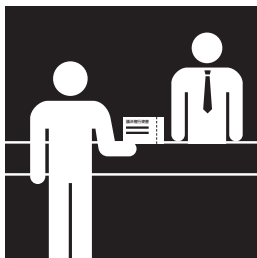
インターネット開示情報

事業報告の会社の体制及び方針、連結計算書類の連結資本等変動計算書、連結注記表、及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、紙資源の節約による環境負荷の軽減のための法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.meiwa.co.jp/>) に掲載しておりますので、招集ご通知の添付書類には記載しておりません。会計監査人ならびに監査等委員会が監査を行いました事業報告、連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載しております事業報告の会社の体制及び方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表となります。

株主総会参考書類、招集ご通知の添付書類及び上記ウェブサイトの記載事項に修正が生じた場合は、修正後の事項を上記ウェブサイトに掲載させていただきます。

<https://www.meiwa.co.jp/> → 「IR情報」 → 「株式情報」 → 「株主総会」

議決権行使方法についてのご案内



■ 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 | 2022年6月24日(金曜日) 午前10時 (受付開始午前9時30分)

当日ご出席の際は、必ず株主様（当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人とする場合の当該株主様を含む。）が来場いただき、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、代理人がご出席の際は、代理権を証明する書面を議決権行使書用紙とともにご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めにより議決権を有する当社の株主に限ります。）なお、議決権行使書用紙をお忘れになりますと、ご入場手続きに非常に時間を要することとなりますのでご注意ください。



■ 郵送にて行使いただく場合

行使期限 | 2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。



■ インターネットにて行使いただく場合

行使期限 | 2022年6月23日(木曜日) 午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに行ってください。

議決権行使サイト：<https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

機関投資家の皆様へ 議決権電子行使プラットフォームについてのご案内
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）は、当該プラットフォームを利用した議決権行使が可能です。

システム等に関するお問い合わせ
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027 受付時間：午前9時から午後9時まで

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから議決権行使サイトにアクセスし、賛否をご入力ください。

行使期限 **2022年6月23日(木曜日)午後5時30分まで**

QRコードを読み取る方法

「ログインID」、「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「QRコード」を読み取ってください。



※スマートフォンの機種により「QRコード」でのログインができない場合があります。

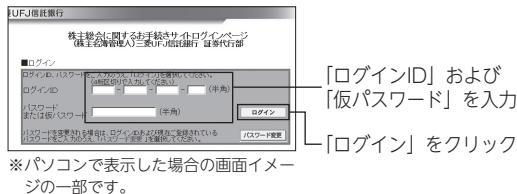
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

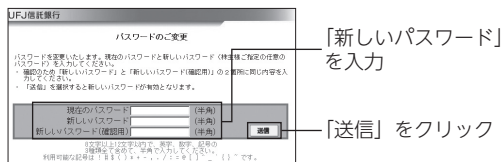
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力し、「ログイン」をクリックしてください。



※パソコンで表示した場合の画面イメージの一部です。

3 新しいパスワードを登録してください。



以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください

ご注意事項

- (1) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォン等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- (2) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、財務健全性を維持しつつ安定的かつ継続的に利益分配を行うこととし、連結配当性向50%を基本として機動的な株主還元を行うこととしております。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づく配当に加え、将来の成長投資に必要な資本等を勘案し財政状態を再検証した結果、株主の皆様の日頃のご支援に感謝の意を込めて、合計で1株当たり72円の配当を実施させていただきたいと存じます。

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき 金72円 総額3,006,945,432円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1.変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係わる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	<削除>

現行定款	変更案
<p data-bbox="364 173 523 202"><新 設></p> <p data-bbox="364 488 523 517"><新 設></p>	<p data-bbox="763 173 1078 202">第14条（電子提供措置等）</p> <p data-bbox="789 208 1333 303">当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="763 309 1333 480">2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="763 486 1236 515">附則（第14条の変更に係る効力発生日）</p> <p data-bbox="763 521 1333 692">1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p data-bbox="763 698 1333 869">2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p data-bbox="763 875 1333 970">3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）は、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任いただきました4名全員が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化をはかるため1名増員し、取締役（監査等委員であるものを除く。）5名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査等委員会より、候補者選任についての指名の手続きは適切であり、取締役会の構成、各候補者の専門知識、経験や業績などを踏まえ、本議案で提案されている候補者は当社の取締役として適任であるとの判断を得ております。

取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者は、次のとおりです。

番号	氏名	地位及び担当	取締役会出席状況	在任年数
①	よしだ たかし 吉田 毅	再任 男性 代表取締役社長	13/13回 (100%)	3年
②	みずかみ たかゆき 水 上 貴之	再任 男性 取締役常務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長	13/13回 (100%)	3年
③	みなみ としふみ 南 敏文	再任 社外 男性 独立 社外取締役	13/13回 (100%)	9年
④	かつき ひろゆき 加 附 裕之	新任 社外 男性 —	—	—
⑤	みわ けい 三 輪 慧	新任 社外 女性 独立 —	—	—

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2021年度に開催された取締役会への出席状況です。
 2. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。
 3. 「社外役員の独立性基準」は、下記のウェブサイトで公開しております。
<https://www.meiwa.co.jp/ir/governance/pdf/guideline.pdf>

1. よし だ たかし
吉 田 毅 (1963年2月15日生/男性) 所有する当社の株式数 4,600株

再任

■ 略歴、地位及び担当

1985年 4月	三菱商事株式会社入社	2016年 4月	三菱商事株式会社汎用化学品第一本部長
2010年 3月	同社汎用化学品第一本部ク ロールアルカリユニットマ ネージャー	2017年 4月	同社基礎化学品本部長
2013年 4月	同社汎用化学品第一本部ク ロールアルカリ部長	2019年 4月	当社常務執行役員経営企画担 当
2015年 7月	三菱商事（中国）有限公司中 国化学品グループ統括	2019年 6月	取締役常務執行役員経営企画 担当
		2020年 4月	代表取締役社長（現職）

■ 取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者とした理由

同氏は、長年にわたって当社の主要事業である化学品事業に携わるとともに、当社の重点戦略国である中国についても豊富な経験と知見を有しており、経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。代表取締役社長就任後は、豊富な経験と幅広い知見に基づき経営全般について手腕を発揮しており、今後も当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き同氏を取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者としたしました。

2. ^{みず}水 ^{かみ}上 ^{たか}貴 ^{ゆき}之 (1965年1月19日生/男性) 所有する当社の株式数 2,200株

再任

■ 略歴、地位及び担当

1989年 4月	三菱商事株式会社入社	2016年 4月	同社監査部部長代行兼品質管理チームリーダー
2006年 6月	MCX Exploration USA Ltd. トレジャラー兼コントローラー	2018年 4月	同社監査部部長代行兼企画チームリーダー
2009年 7月	三菱商事株式会社エネルギー事業グループコントローラー オフィスE&P担当総括マネージャー	2019年 4月	当社常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長
2014年 7月	同社財務開発部ストラクチャードファイナンスチームリーダー	2019年 6月	取締役常務執行役員コーポレート部門管掌兼コーポレート部門長 (現職)

■ 重要な兼職の状況

十全株式会社取締役、明和産業(上海)有限公司董事長・・・連結子会社
クミ化成株式会社監査役・・・関連会社 (持分法適用会社)

■ 取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者とした理由

同氏は、長年の経験により商社の財務、会計及び監査関連業務に精通しているとともに、海外での業務経験等により経営全般に関する深い知識とグローバルな知見を有しております。取締役就任後は、これらを通じて得た経験と知見を事業戦略の立案・審議・執行ならびに執行の監督に活かしており、今後も当社グループの業績及び企業価値向上に寄与することができると判断しましたので、引き続き同氏を取締役 (監査等委員であるものを除く。) 候補者としていたしました。

3. ^{みなみ}南 ^{とし}敏 ^{ふみ}文 (1947年11月26日生/男性) 所有する当社の株式数 一 株 再任 社外 独立

■ 略歴、地位及び担当

1972年 4 月	大阪地方裁判所判事補	2005年 7 月	東京高等裁判所部総括判事
1990年 4 月	東京高等裁判所判事	2011年 3 月	東京高等裁判所部総括判事兼 長官代行
1993年 9 月	東京地方裁判所部総括判事		
1998年 4 月	横浜地方裁判所部総括判事	2012年11月	同所退官
2001年 4 月	東京地方裁判所所長代行	2013年 2 月	シティユーワ法律事務所弁護士 (現職)
2002年 7 月	徳島地方裁判所所長兼徳島家庭 裁判所長	6 月	当社社外取締役 (現職)
2004年 2 月	京都家庭裁判所所長		

■ 重要な兼職の状況

シティユーワ法律事務所 弁護士

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、東京高等裁判所部総括判事や長官代行等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。取締役就任後は、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、コンプライアンス管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し適正な提言をいただいております。引き続き当社の経営を監督していただくことが最適であると判断し、同氏を社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと期待しております。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、同氏が取締役に再任され就任した場合には、独立役員の指定を継続いたします。尚、同氏は、シティユーワ法律事務所に弁護士として在籍しておりますが、同所と当社との間に取引関係はありません。

■ 略歴、地位及び担当

1996年 4月	三菱商事株式会社入社	2021年 4月	同社石油・化学ソリューショングループCEOオフィス経営統括ユニットマネージャー
2008年 5月	同社シンガポール支店 クロールアルカリ・塩ビセグメントマネージャー	2022年 4月	同社石油・化学ソリューショングループCEOオフィスフェニックスユニットマネージャー兼バイオ・カーボンリサイクル戦略室長（現職）
2014年 4月	同社合成樹脂部汎用樹脂第二チームリーダー		
2015年 4月	同社合成樹脂部汎用樹脂海外チームリーダー		
2020年 4月	同社石油・化学グループCEOオフィス経営統括ユニットマネージャー		

■ 重要な兼職の状況

三菱商事株式会社 石油・化学ソリューショングループCEOオフィスフェニックスユニットマネージャー兼バイオ・カーボンリサイクル戦略室長

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、三菱商事株式会社における業務執行者として、商社ビジネス及び当社の主要事業である化学品事業に精通しているとともに、海外経験や海外事業の経験により国際感覚も有しております。同氏には、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただくことを期待しており、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者といたしました。

■ 独立性に関する事項

同氏は、当社の主要株主である三菱商事株式会社の業務執行に携わっているため、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定いたしません。但し、同社と当社との間には商品に関する取引がありますが、直近3事業年度における当社グループの売上高に対する割合は年平均で0.08%であり、特別の利害関係を生じさせる重要性は無く、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断しております。

5. ^み三 ^わ輪 ^{けい}慧 (1969年2月22日生/女性) 所有する当社の株式数 一株 新任 社外 独立

■ 略歴、地位及び担当

1992年 2月	中国海淀弁護士事務所弁護士	2019年 4月	同社コーポレートマネジメン トオフィス担当部長
1998年 4月	日本電気株式会社法務部		
2004年 4月	日産自動車株式会社法務室課 長	2020年10月	日立建機株式会社経営戦略本 部経営企画室主席主管
2011年12月	同社法務室主管		
2014年 4月	同社経営戦略本部プロジェク ト企画部担当部長		

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、中国において弁護士として活躍された後、企業内弁護士として複数の企業において、法務、海外M&A、コーポレート・ガバナンス等の分野で豊富な経験を有しております。また、NPO法人日中ハイテック促進機構の創設に参画し、機構の活動を通して20年以上に亘り日中交流活動に関わっております。同氏には、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただくとともに、特に当社グループの重要エリアである中国関連についての的確な提言を期待し、社外取締役（監査等委員であるものを除く。）候補者いたしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が取締役役に選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。尚、同氏は、日立建機株式会社を退職しており、重要な兼職はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、南敏文、加附裕之、三輪慧の各氏が取締役役に選任され就任した場合には、当社と各氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告30ページに記載の3.(5)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

2020年6月25日開催の定時株主総会にて選任いただきました監査等委員である取締役2名が、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

番号	氏名	地位及び担当	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	在任年数
①	おかもと かずみ 岡本 一省	新任 男性 参与	—	—	—
②	いわむら かずのり 岩村 和典	再任 社外 男性 独立 社外取締役	13/13回 (100%)	9/9回 (100%)	2年

- (注) 1. 取締役会出席状況は、2021年度に開催された取締役会への出席状況です。
2. 監査等委員会出席状況は、2021年度に開催された監査等委員会への出席状況です。
3. 在任年数は、本株主総会終結時のものです。

1. おかもと かずみ
岡本 一省 (1962年2月25日生/男性) 所有する当社の株式数 一株 新任

■ 略歴、地位及び担当

1985年4月	当社入社	2016年5月	大阪支店副支店長兼大阪支店合成樹脂グループマネージャー
2002年5月	カーボン・複合材グループマネージャー	2017年4月	名古屋支店長兼大阪支店副支店長
2007年4月	大阪支店化学品グループマネージャー	2018年4月	執行役員大阪支店長兼名古屋支店長
2012年7月	大阪支店副支店長兼大阪支店化学品グループマネージャー	2021年4月	執行役員第三事業部門長
2015年4月	大阪支店副支店長兼大阪支店合成樹脂グループマネージャー	2022年4月	参与(現職)

■ 監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたる当社の主要事業である化学品ならびに合成樹脂事業の経験により当社グループの事業に精通しているとともに、支店長や執行役員の経験を通じて経営にも携わっており、豊富な経験と知見を有しております。これらを通じて得た経験と知見を活かし、経営の重要事項全般に対して積極的に意見・提言をいただくとともに、当社の経営を監督・監査していただくことが最適であると判断しましたので、監査等委員である取締役候補者としていたしました。

2. ^{いわ}岩 ^{むら}村 ^{かず}和 ^{のり}典 (1963年9月21日生/男性) 所有する当社の株式数 一 株 再任 社外 独立

■ 略歴、地位及び担当

1987年 4月	三菱樹脂株式会社〔現三菱ケミカル株式会社〕入社	2014年 4月	同社電子・産業フィルム事業部 クリアフィット営業グループマネジャー
2003年 4月	同社関東支社電子材料営業部長	2015年 7月	同社経営企画部グループマネジャー
2009年 4月	同社電子機能材事業部グループマネジャー	2019年 4月	同社情電・ディスプレイ部門情電・ディスプレイ企画部企画室長
2010年 4月	同社電子・産業フィルム事業部 電子機能材グループマネジャー	2020年 4月	同社監査役サポート室
7月	同社電子・産業フィルム事業部 電子機能材業務企画グループマネジャー	6月	当社社外取締役 (現職)
2011年 7月	同社電子・産業フィルム事業部 業務企画グループマネジャー	2022年 4月	株式会社三菱ケミカルホールディングスグループ法人監査部 (現職)

■ 重要な兼職の状況

株式会社三菱ケミカルホールディングス グループ法人監査部

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて化学品関連の事業に精通しており、現在は株式会社三菱ケミカルホールディングスにおいて同社の子会社等の監査に係る業務を行っております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行っていただいております。引き続き監査等委員として会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化を期待しており、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。

■ 独立性に関する事項

当社は、同氏が取締役を選任され就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出を行います。尚、同氏は、株式会社三菱ケミカルホールディングスにおいて監査業務に携わっておりますが、同社と当社との間に取引関係はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、岡本一省、岩村和典の両氏が取締役に選任され就任した場合には、当社と両氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任に関し、8百万円または法令に定める金額のうちいずれか高い額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定です。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、取締役全員が当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。当該保険契約の内容の概要については、事業報告30ページに記載の3.(5)「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」をご参照ください。

以 上

ご参考：本定時株主総会後の取締役(予定)のスキル

取締役の選任に関する方針・手続きについては、監査等委員会及び社外取締役の提言を尊重し、取締役に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から取締役会において候補者を決定し、株主総会の決議により選任されます。

取締役会は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に必要な、取締役としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保するため、各取締役がもつスキルを一覧にしたマトリックスに基づき取締役候補者を決定します。

氏名	性別	地位	スキル					
			企業 経営	業界 知見	営業 マーケ ティング	財務 会計	法務 コンプ ライアンス	海外 経験
吉田 毅	男性	代表取締役社長	○	○	○			○
水上貴之	男性	取締役 常務執行役員	○	○		○	○	○
南 敏文	男性	社外取締役					○	○
加附裕之	男性	社外取締役		○	○			○
三輪 慧	女性	社外取締役	○				○	○
岡本一省	男性	取締役 常勤監査等委員		○	○			
岩村和典	男性	社外取締役 監査等委員		○	○		○	
三尾伸夫	男性	社外取締役 監査等委員		○		○		○
後藤道隆	男性	社外取締役 監査等委員	○	○		○		○

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から 2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は、欧米及び中国において景気は回復傾向にあり、我が国においては若干の持ち直しがみられました。しかし、依然として新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う経済への影響が継続していることに加え、ウクライナ情勢の影響等もあり、先行き不透明な状態が続いています。

このような状況の下、当連結会計年度の売上高は、1,430億2千5百万円と前年同期の13.2%にあたる166億4千9百万円の増収、営業利益は34億2百万円と前年同期の51.9%にあたる11億6千1百万円の増益、経常利益は34億1千万円と前年同期の90.1%にあたる16億1千6百万円の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益については、24億7百万円と前年同期の100.9%にあたる12億9百万円の増益となりました。

これらの結果、当連結会計年度の1株当

たり当期純利益は57.65円となりました。

主な要因については、中国取引が好調に推移し、国内取引についても概ね回復傾向となったことによるものです。

- ・売上高については、第一事業、第二事業、第三事業が好調に推移したことにより、自動車・電池材料事業が低調に推移したものの増収となりました。
- ・営業利益については、売上総利益が増加したことにより、販売費及び一般管理費の増加があったものの増益となりました。
- ・経常利益については、営業利益の増加、投資先からの受取配当金の増加、持分法による投資損失の減少等により増益となりました。
- ・親会社株主に帰属する当期純利益については、経常利益の大幅な増加に加え、政策保有株式の売却による特別利益の発生等もあり増益となりました。

セグメント別売上高及び利益

当社グループのセグメントごとの売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	20,307	16.1%	24,780	17.3%	4,472	22.0%
第 二 事 業	41,825	33.1%	48,469	33.9%	6,644	15.9%
第 三 事 業	58,014	45.9%	62,715	43.8%	4,701	8.1%
自動車・電池材料事業	6,228	4.9%	5,424	3.8%	△803	△12.9%
そ の 他 事 業	—	—%	1,635	1.2%	1,635	—%
合 計	126,375	100.0%	143,025	100.0%	16,649	13.2%

当社グループのセグメントごとの利益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前 期		当 期		前期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
第 一 事 業	234	13.0%	835	24.5%	600	256.6%
第 二 事 業	1,218	67.9%	1,836	53.8%	618	50.8%
第 三 事 業	1,048	58.4%	1,157	34.0%	108	10.3%
自動車・電池材料事業	△661	△36.8%	△438	△12.9%	222	—%
そ の 他 事 業	—	—%	10	0.3%	10	—%
調 整 額	△45	△2.5%	10	0.3%	55	—%
合 計	1,794	100.0%	3,410	100.0%	1,616	90.1%

(注) 「その他事業」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(注) 「調整額」の区分は、主にセグメント間の取引消去の金額であります。

(注) 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、前期の売上高については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しています。

【第一事業】

売上高は、247億8千万円と前年同期の22.0%にあたる44億7千2百万円の増収、セグメント利益につきましては、8億3千5百万円と前年同期の256.6%にあたる6億円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

【第二事業】

売上高は、484億6千9百万円と前年同期の15.9%にあたる66億4千4百万円の増収、セグメント利益につきましては、18億3千6百万円と前年同期の50.8%にあたる6億1千8百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

【第三事業】

売上高は、627億1千5百万円と前年同期の8.1%にあたる47億1百万円の増収、セグメント利益につきましては、11億5千7百万円と前年同期の10.3%にあたる1億8百万円の増益になりました。

これは主に各取引が以下の通り推移した結果によるものです。

- ・資源・環境ビジネス事業は、資源関連及び環境関連ともに需要が持ち直し好調に推移しました。
- ・樹脂・難燃剤事業は、樹脂関連及び難燃剤関連ともに需要が持ち直し好調に推移しました。
- ・国内向け添加剤及び中国向けベースオイルと添加剤は需要が持ち直し好調に推移し、国内の潤滑油は堅調に推移しました。
- ・中国潤滑油事業は冷凍機油が好調に推移しましたが、建機純正オイルは低調に推移しました。
- ・高機能素材事業は、加工フィルム、化学品原料、合成樹脂製品ともに好調に推移しました。
- ・機能建材事業は、防水資材は需要回復基調となり堅調に推移しましたが、断熱材・内装材は引き続き建設需要の回復が遅れ低調に推移しました。

【自動車・電池材料事業】

売上高は、54億2千4百万円と前年同期の12.9%にあたる8億3百万円の減収、セグメント損失が、4億3千8百万円と前年同期から2億2千2百万円の増益（前年同期は6億6千1百万円の損失）になりました。

これは主に以下の通り推移した結果によ

るものです。

- ・自動車事業は、持分法適用会社において損失が減少したことにより増益となりました。
- ・電池材料事業は、自動車用などの電池材料販売が前年度並に推移しました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に除却、売却した主要な設備、そのほか特記すべき設備投資並びに設備の新設、撤去、滅失はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に増資又は社債発行など、特記すべき資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、2023年3月期を最終年度とする3ヶ年の中期経営計画を2020年11月に策定し推進中です。中期経営計画最終年度の目標達成に向けて、注力領域における事業を基軸とした戦略を推進するとともに、成長に向けた新たな事業投資を実現し収益基盤の強化と拡張を行っていくことが、対処すべき課題と考えております。

なお、新型コロナウイルス感染拡大による影響を注視し、状況に合わせた対策を講じてまいります。

① 当社グループのあるべき姿

当社は、「明光和親」を企業理念とし、和・個・専という当社グループの「らしさ」により事業を通じて広く社会に貢献することとしており、当社の持つ経営資源を有効に活用しながら、パートナーと共に新たな領域や事業へ挑戦し中国やその他の地域で事業を展開してきていることが、当社グループの「強み」です。

この「強み」と「らしさ」を基盤として、事業・パートナー・地域・素材・技術などを「つなぎ・むすぶ」ことにより、価値を創出し続けることを目指しています。

② 基本戦略

モビリティ・環境・生活の3つを注力領域とし、持続的成長と新たな価値を創出することで、あるべき姿を実現していきます。

注力領域	社会課題	テーマ
モビリティ	安心・安全で快適な移動を実現	CASE 車載用電池
環境	環境負荷の低いモノ・コトの提供	エネルギー効率 リユース・リサイクル
生活	豊かで安心できる生活を実現	便利さ 質の向上

③ 連結経営基盤の拡充

ガバナンス体制の強化や人材の活用・育成などにより、戦略の実行を支える連結経営基盤の一層の拡充を図ります。

④ 経営指標・定量目標

新型コロナウイルス感染拡大の影響による下振れから脱却し、2022年度に向けて収益の回復を目指します。

	2020年度	2021年度	2022年度
連結純利益	8億円 (計画) 12億円 (実績)	14億円 (計画) 24億円 (実績)	23億円 (計画) 21億円 (予想)

経営指標としては、ROE 7%を維持できる収益基盤を作り、中長期で2桁の実現を目指します。また、配当性向については、財務健全性を維持しつつ、連結配当性向50%を基本として、機動的な株主還元を行います。

⑤ 中期経営計画の進捗状況

中期経営計画の2年目に当たる2022年3月期は、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、従業員の健康・安全を第一にパートナー・取引先との関係維持に努めつつ、業績回復に注力した一年となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、中国取引が好調に推移し、国内取引についても概ね回復傾向になったことに加え、投資先からの受取配当金の増加、政策保有株式の売却等もあり、計画を大きく上回る

ことができました。

現在、世界経済ならびに日本経済は、中国における一部地域のロックダウンの実施等、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う影響が継続していることに加え、ウクライナ情勢による影響等もあり、依然として先行き不透明な状態が続いておりますが、本中計の最終年度である2023年3月期については、引き続き着実に収益回復へ向けて推進すると共に、連結経営基盤の一層の拡充を図って参ります。

(5) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第100期	2019年度 第101期	2020年度 第102期	2021年度 第103期
売 上 高 (百万円)	154,604	137,036	126,375	143,025
経 常 利 益 (百万円)	3,256	1,718	1,794	3,410
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,267	2,091	1,198	2,407
1株当たり当期純利益 (円)	54.29	50.09	28.69	57.65
総 資 産 額 (百万円)	72,150	65,628	70,047	76,415
純 資 産 額 (百万円)	33,277	30,982	34,704	35,967
1株当たり純資産額 (円)	790.98	735.76	824.47	854.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第102期については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しています。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第100期	2019年度 第101期	2020年度 第102期	2021年度 第103期
売 上 高 (百万円)	105,941	94,083	78,646	90,437
経 常 利 益 (百万円)	1,675	610	1,086	2,037
当 期 純 利 益 (百万円)	1,173	1,615	938	1,897
1株当たり当期純利益 (円)	28.11	38.69	22.47	45.45
総 資 産 額 (百万円)	45,947	42,581	45,599	49,747
純 資 産 額 (百万円)	18,519	16,626	18,891	18,101
1株当たり純資産額 (円)	443.44	398.12	452.34	433.43

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
3. 当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第102期については、当該会計基準等を遡及適用した後の数値を記載しています。

(6) 重要な子会社及び関連会社の状況 (2022年3月31日現在)

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
十全株式会社	百万円 73	% 90.4	無機・有機薬品、農薬、薬剤、食品材料、食品添加物、産業資材等の販売
東京グラスロン株式会社	百万円 100	% 97.1	断熱・防音・吸音材、新建材、住宅関連機器、内外装資材等の販売
ソーケン株式会社	百万円 20	% 100.0	断熱材、新建材製品等の販売
明和産業（上海）有限公司	百万人民元 23	% 100.0	石油、化学品、合成樹脂、金属製品等の販売
Meiwa Vietnam Co., Ltd.	百万USドル 1	% 100.0	化学品・合成樹脂・建材・金属製品の輸出入

② 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
クミ化成株式会社	百万円 373	% 40.2	自動車用内装部品の研究開発・製造・販売等
株式会社鈴裕化学	百万円 40	% 38.9	難燃剤の研究開発・製造

(注) クミ化成株式会社の出資比率は、ソーケン株式会社が保有する0.3%を含んでおります。

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社11社、関連会社4社及びその他関係会社1社により構成されており、資源・環境ビジネス事業、樹脂・難燃剤事業、石油製品事業、高機能素材事業、機能建材事業、自動車事業、電池材料事業を主たる業務とし、さらに各事業に関連する各種のサービスを事業内容としております。

区 分	主な事業	事業内容及び主な取扱商品
第 一 事 業	資源・環境ビジネス事業 樹脂・難燃剤事業	レアアース・レアメタル、環境関連 合成樹脂・難燃剤
第 二 事 業	石油製品事業	潤滑油、ベースオイル、添加剤 海外事業開発
第 三 事 業	高機能素材事業 機能建材事業	化学品原料、印刷材料、合成樹脂製品 機能建材
自動車・電池 材 料 事 業	自動車事業 電池材料事業	自動車部品関連 電池材料

(8) 主要な事業所等 (2022年3月31日現在)

① 当社

区 分	名 称	所 在 地
国 内	本店	東京都千代田区
	大阪支店	大阪府大阪市中央区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中村区
	九州営業所	福岡県福岡市博多区
海 外	北京駐在員事務所	中華人民共和国
	ソウル駐在員事務所	大韓民国

② 主要な子会社

区分	会社名	所在地
国内	十全株式会社	東京都千代田区
	東京グラスロン株式会社	東京都千代田区
	ソーケン株式会社	大阪府豊中市
海外	明和産業（上海）有限公司	中華人民共和国
	Meiwa Vietnam Co., Ltd.	ベトナム社会主義共和国
	Meiwa (Thailand) Co., Ltd.	タイ王国
	Thai Meiwa Trading Co., Ltd.	タイ王国
	PT. Meiwa Trading Indonesia	インドネシア共和国

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前年度末比増減
第一事業	41名 [1名]	6名減 [増減なし]
第二事業	105名 [2名]	2名増 [1名減]
第三事業	212名 [28名]	4名減 [2名減]
自動車・電池材料事業	29名 [1名]	1名増 [3名減]
全社 (共通)	83名 [8名]	4名増 [2名増]
合計	470名 [40名]	3名減 [4名減]

- (注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含み、海外の現地採用者128名を含む就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に所定労働時間換算による当年度末の人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
193名 [15名]	増減なし [5名減]	41.8才	16.0年	7,036千円

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含み、海外現地採用者5名を含む就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に所定労働時間換算による当年度末の人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、嘱託及び契約社員等の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 平均年齢、平均勤続年数、平均年間給与は、臨時従業員、海外の現地採用者、他社から当社への出向者を含んでおりません。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 全社 (共通) は、特定のセグメントに区分できない管理部門及び海外駐在員事務所に所属している従業員であります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	3,710百万円
株式会社八十二銀行	844百万円
株式会社みずほ銀行	821百万円

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 普通株式 41,780,000株 (自己株式16,869株を含む)
- (3) 株主数 37,758名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,806	33.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (三菱ケミカル株式会社 退職給付信託口)	4,079	9.77
A G C 株 式 会 社	3,849	9.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,515	3.63
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	136	0.33
三 菱 ケ ミ カ ル 物 流 株 式 会 社	88	0.21
株 式 会 社 T V E	76	0.18
株式会社日本カストディ銀行 (信託口 4)	71	0.17
中 西 崇 介	71	0.17
阪 口 博 子	57	0.14

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。
2. 上記株主の英文名は、(株)証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

3. 会社役員に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 取締役の氏名等

氏名	区分	地位・担当	重要な兼職の状況
吉田 毅	取締役（監査等委員であるものを除く）	代表取締役社長	
水上 貴之	取締役（監査等委員であるものを除く）	常務執行役員 コーポレート部門管掌 兼 コーポレート部門長	十全株式会社 取締役 明和産業（上海）有限公司 董事長 クミ化成株式会社 社外監査役
南 敏文	取締役（監査等委員であるものを除く）		弁護士
鎚木 礼彦	取締役（監査等委員であるものを除く）		三菱商事株式会社 石油・化学ソリューショングループCEOオフィス室長
村上 信夫	監査等委員である取締役	常勤監査等委員	
岩村 和典	監査等委員である取締役		三菱ケミカル株式会社 監査役サポート室
三尾 伸夫	監査等委員である取締役		三菱商事株式会社 総合素材・石油・化学ソリューション管理部長 中央化学株式会社 監査役
後藤 道隆	監査等委員である取締役		AGC株式会社 化学品カンパニー企画管理室長 伊勢化学工業株式会社 取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の南敏文、鎚木礼彦の両氏、監査等委員である取締役の岩村和典、三尾伸夫、後藤道隆の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員であるものを除く）の南敏文氏、監査等委員である取締役の後藤道隆氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の三尾伸夫、後藤道隆の両氏は、財務会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り内部監査部門との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、監査等委員である取締役の村上信夫氏を常勤の監査等委員に選定しております。

(2) 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員であるものを除く）の尾首貴士、今野将人の両氏、監査等委員である取締役の菅秀章氏は退任いたしました。

(3) 取締役を兼務しない執行役員

役名	氏名	職名
執行役員	渥美直人	中国総代表 兼 北京駐在員事務所長 兼 明和産業(上海) 総経理 兼 第二事業部門長
執行役員	岡本一省	第三事業部門長
執行役員	渋谷博之	大阪支店長 兼 名古屋支店長
執行役員	藤井幸一	フミ化成株式会社 取締役

(4) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員であるものを除く）ならびに監査等委員である取締役全員は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を

限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金8百万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い額となります。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保および職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その契約の概要等は以下の通りです。

① 被保険者の範囲

監査等委員でない取締役、監査等委員である取締役、取締役を兼務しない執行役員

② 保険契約の内容の概要

- a. 被保険者の実質的な保険等負担割合
保険料は、特約部分も含め会社負担と

しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

b. 補填の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等、一定の免責事由がありません。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日の取締役会において、次のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く）の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員の協議により定めており、その役割、職務の内容に鑑み、常勤および非常勤を区分し、決定する。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

基本報酬は、月例の固定報酬とし、職務の内容および当社グループの業績、他社水準、従業員給与の水準等を考慮し総合的に勘案し、取締役会の諮問を受けた報酬諮問委員会が検討を行い、取締役会が報酬諮問委員会の答申を踏まえ役位に応じて決定するものとする。

c. 業績連動報酬の内容および額の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は、事業年度ごとの目標達成により企業価値を向上させる意識を高めるため、目標の達成度合いの評価を反映した現金報酬とし、会社業績および

個人別の評価に応じて算出された額を12等分して基本報酬に加算し月例で支給する。目標となる業績指標とその値は、親会社株主に帰属する当期純利益等の財務指標と非財務指標とし、経営計画と整合するよう毎年個人別に設定し、報酬諮問委員会の審議を経て代表取締役社長が決定するものとする。

d. 基本報酬と業績連動報酬の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、業績指標の実績が高くなるほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な割合について報酬諮問委員会が検討を行う。取締役会は、報酬諮問委員会の答申内容を踏まえ、種類別の報酬割合を決定することとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額の決定については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長が一部について委任を受けるとし、その内容は、各業務執行取締役の業績指標の達成度合いによる業績連動報酬に係る評価とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬に係る評価については報酬諮問委員会に諮問し答申を得るとともに、監査等委員会の意見を聴取する。上記の委任を受けた代表取締役社長は、報酬諮問委員会による答申の内容および監査等委員会の意見に従って決定をしなければならないこととする。

f. 任意の報酬諮問委員会に関する事項

取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下に報酬諮問委員会を設置する。同委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役の報酬等に関する事項について審議を行い、取締役会に対して提案、助言または提言を行うものとする。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く）の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会において、年額3億円以内（うち、社外取締役年額5,000万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く）の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年6月28日開催の2015年度定時株主総会において、年額1億円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点

の監査等委員である取締役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月25日開催の取締役会において代表取締役社長吉田毅に取締役（監査等委員であるものを除く）の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各業務執行取締役の業績連動報酬に係る評価であり、この権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各業務執行取締役の評価を行うのは代表取締役社長が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬に係る評価について報酬諮問委員会に諮問し答申を得るとともに監査等委員会の意見を聴取しており、代表取締役社長は報酬諮問委員会による答申の内容および監査等委員会の意見に従って決定を行っていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬	
取締役 (監査等委員であるものを除く)	70百万円	64百万円	5百万円	—	6
(うち社外取締役)	(16百万円)	(16百万円)	(—)	(—)	(3)
監査等委員である取締役	40百万円	38百万円	1百万円	—	5
(うち社外取締役)	(22百万円)	(22百万円)	(—)	(—)	(4)
合 計	110百万円	103百万円	6百万円	—	11
(うち社外取締役)	(38百万円)	(38百万円)	(—)	(—)	(7)

- (注) 1. 取締役（監査等委員であるものを除く）の業績連動報酬等は、業務執行取締役が対象であり、算定の基礎として選定した業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由および支給方法は、3. (6) ① c.に記載のとおりです。また、当事業年度における財務指標の実績につきましては、1. (5) ①に記載のとおりです。
2. 監査等委員である取締役の業績連動報酬等は、常勤監査等委員が対象であり、業績に対する意識を共有するため親会社株主に帰属する当期純利益を指標として算出された額を12等分して基本報酬に加算し月例で支給しております。
3. 上記の支給人数には、2021年6月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員であるものを除く）2名および監査等委員である取締役1名を含んでおります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員であるものを除く)	南 敏 文	弁護士	取引その他の関係はありません。
	鎗 木 礼 彦	三菱商事株式会社 石油・化学ソリューション グループCEOオフィス室長	主要株主であり、商品取引の 関係があります。
監査等委員で ある取締役	岩 村 和 典	三菱ケミカル株式会社 監査役サポート室	商品取引の関係があります。
	三 尾 伸 夫	三菱商事株式会社 総合素材・石油・化学 ソリューション管理部長	主要株主であり、商品取引 の関係があります。
		中央化学株式会社 監査役	商品取引の関係があります。
	後 藤 道 隆	AGC株式会社 化学品カンパニー企画管理室長	主要株主であり、商品取引 の関係があります。
伊勢化学工業株式会社 取締役		商品取引の関係があります。	

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役 (監査等委員であるものを除く)	南 敏 文	当事業年度に開催した取締役会13回の全て(100%)に出席し、23件の議題に対して発言を行っております。また、当事業年度に開催した経営会議25回のうち23回(92%)に陪席し、適宜、発言を行っております。
	鎗 木 礼 彦	取締役に就任後に開催した取締役会11回の全て(100%)に出席し、37件の議題に対して発言を行っております。
監査等委員で ある取締役	岩 村 和 典	当事業年度に開催した取締役会13回の全て(100%)に出席し、24件の議題に対して発言を行うとともに、監査等委員会9回の全て(100%)に出席し、6件の議題に対して発言を行っております。
	三 尾 伸 夫	取締役に就任後に開催した取締役会11回の全て(100%)に出席し、35件の議題に対して発言を行うとともに、監査等委員会7回の全て(100%)に出席し、6件の議題に対して発言を行っております。
	後 藤 道 隆	取締役に就任後に開催した取締役会11回の全て(100%)に出席し、28件の議題に対して発言を行うとともに、監査等委員会7回の全て(100%)に出席し、7件の議題に対して発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員であるものを除く)	南 敏 文	南敏文氏は、東京高等裁判所部総括判事や長官代行等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏は、法務分野における豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、コンプライアンス管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。
	鍋 木 礼 彦	鍋木礼彦氏は、三菱商事株式会社における業務執行を通じて、当社の主要事業である化学品事業に精通しているとともに、海外法人のCOOや国内法人の社長を歴任し、経営経験や国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業活動におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。
監査等委員である取締役	岩 村 和 典	岩村和典氏は、三菱ケミカル株式会社における業務執行を通じて当社の主要事業である化学品事業に精通しており、現在は同社の監査役補助業務に就かれております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、グループ事業におけるリスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、監査等委員として、コーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。
	三 尾 伸 夫	三尾伸夫氏は、三菱商事株式会社における業務執行を通じて、財務及び会計関連業務に精通しているとともに、海外法人の経験による国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における会計上のリスク管理強化等についての専門的な提言等に経営の監督を行うとともに監査等委員として、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。
	後 藤 道 隆	後藤道隆氏は、AGC株式会社における業務執行を通じて財務業務に精通しているとともに、海外法人のCFO経験により国際感覚も有しております。同氏は、豊富な経験と専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、事業における財務リスク管理強化等についての専門的な提言等により経営の監督を行うとともに、監査等委員として、会計監査人監査の検証やコーポレート・ガバナンス体制の強化等、取締役の職務執行の監査を行いました。また、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬制度及び個人別の報酬の決定に関し、適正な提言を行いました。

4. 会計監査人に関する事項（2022年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しておりません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	53百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	53百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、監査計画の内容、従前の監査の職務遂行状況、監査報酬の実績推移、報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行い検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
3. 当社の重要な子会社のうち、明和産業(上海)有限公司及びMeiwa Vietnam Co., Ltd. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。また、監査等委員会は、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した

場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

なお、取締役会が、会計監査人としての適格性、独立性や信頼性などにおいて問題があると判断した場合、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査等委員会に請求し、監査等委員会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定します。

以上

(表示単位)

- 記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
- 比率については、四捨五入としております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
		百万円			百万円
流 動 資 産		59,225	流 動 負 債		35,850
現金及び預金		5,255	支払手形及び買掛金		28,197
受取手形、売掛金及び契約資産		44,995	短期借入金		5,787
商 品		7,814	リ ー ス 債 務		49
そ の 他		1,388	未払法人税等		485
貸倒引当金		△229	賞与引当金		681
			そ の 他		648
固 定 資 産		17,190	固 定 負 債		4,597
有 形 固 定 資 産		1,168	長期借入金		590
建物及び構築物		748	リ ー ス 債 務		11
機械装置及び運搬具		106	繰延税金資産		1,910
工具、器具及び備品		32	退職給付に係る負債		901
土 地		192	そ の 他		1,184
リ ー ス 資 産		61	負 債 合 計		40,448
建設仮勘定		25			
無 形 固 定 資 産		208	純 資 産 の 部		
ソフトウェア		198	株 主 資 本		30,437
そ の 他		10	資 本 金		4,024
投資その他の資産		15,813	資 本 剰 余 金		2,761
投資有価証券		14,800	利 益 剰 余 金		23,655
長期貸付金		2	自 己 株 式		△4
繰延税金資産		88	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		5,242
そ の 他		946	その他有価証券評価差額金		3,642
貸倒引当金		△23	繰延ヘッジ損益		17
			為替換算調整勘定		1,770
			退職給付に係る調整累計額		△186
			非支配株主持分		287
資 産 合 計		76,415	純 資 産 合 計		35,967
			負 債 及 び 純 資 産 合 計		76,415

連結損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売上	上		143,025
売上	上		132,131
売上	上		10,893
販売	費		7,491
営業	業		3,402
営業	外		
受助	取	342	
そ	成	63	
	の	81	486
営業	外		
支	払	69	
持	に	290	
そ	よ	117	477
	の		
経	常		3,410
特	利		
投	利	203	
資	証	8	211
有	券		
価	売		
の	却		
損	益		
減	他	29	
そ	他	4	33
	の		
税金	当期		3,589
等	純		
調	利		
整	益		
前	税	944	
当	及	209	1,154
期	事		
純	業		
利	税		
益	額		
当	整		
期	額		
純			2,434
利			
益			27
非			
支			
配			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			2,407
親			
会			
社			
株			
主			
に			
帰			
属			
す			
る			
当			
期			
純			
利			
益			

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目		金 額	科 目		金 額
資 産 の 部			負 債 の 部		
流 動 資 産		百万円 40,652	流 動 負 債		百万円 28,574
現 金 及 び 預 金		3,520	支 払 手 形		282
受 取 手 形		3,365	電 子 記 録 債 務		2,565
電 子 記 録 債 権		7,887	買 掛 金		17,893
売 掛 金		21,106	短 期 借 入 金		6,787
有 価 証 券		500	未 払 金		77
商 品		3,374	未 払 費 用		79
未 着 商 品		460	未 払 法 人 税		275
前 払 費 用		20	前 受 金		93
そ の 他 の 金		7	預 り 金		36
貸 倒 引 当 金		512	前 受 収 益		12
		△103	賞 与 引 当 金		457
固 定 資 産		9,094	そ の 他		14
有 形 固 定 資 産		396	固 定 負 債		3,071
建 築 物		95	長 期 借 入 金		550
構 築 費		178	退 職 給 付 引 当 金		582
機 械 及 び 装 置		80	繰 延 税 金 負 債		864
車 両 運 搬 具		0	そ の 他		1,074
工 具、器 具 及 び 備 品		15			
土 地		0	負 債 合 計		31,645
建 設 仮 勘 定		25	純 資 産 の 部		
無 形 固 定 資 産		181	株 主 資 本		14,928
ソ フ ト ウ エ ア		177	資 本 金		4,024
そ の 他		3	資 本 剰 余 金		2,761
投 資 そ の 他 の 資 産		8,517	資 本 準 備 金		2,761
投 資 有 価 証 券		6,103	利 益 剰 余 金		8,146
関 係 会 社 株 式		1,149	利 益 準 備 金		337
出 資 金		253	そ の 他 利 益 剰 余 金		7,809
関 係 会 社 出 資 金		473	繰 越 利 益 剰 余 金		7,809
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金		0	自 己 株 式		△4
破 産 更 生 債 権 等		4	評 価 ・ 換 算 差 額 等		3,173
長 期 前 払 費 用		1	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金		3,155
そ の 他		535	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益		17
貸 倒 引 当 金		△5	純 資 産 合 計		18,101
資 産 合 計		49,747	負 債 及 び 純 資 産 合 計		49,747

損益計算書

(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

科 目		金 額	
		百万円	百万円
売 上	高 価		90,437
売 上	原 価		85,026
売 上	総 利 益		5,411
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	費 益		4,161
営 業 外 収 入	益		1,249
受 取 配 当 金	他	917	
そ の 外 費 用		31	948
支 払 利 息		50	
売 上 割 引		30	
為 替 差 損		30	
外 国 源 泉 税		41	
そ の 他		7	161
経 常 利 益	益		2,037
特 別 利 益	益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	他	202	
そ の 他		0	202
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損		1	
減 損 損 失		9	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		2	
そ の 他		0	13
税 引 前 当 期 純 利 益			2,225
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		320	
法 人 税 等 調 整 額		7	327
当 期 純 利 益			1,897

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大竹 貴也

公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、明和産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明和産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

明和産業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 大竹 貴也

公認会計士 辻 伸介

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、明和産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第一項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会規則、監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査の方針、職務の分担などを定め、グループガバナンス体制の強化・充実とその実効性を重点監査項目と設定し、会社の内部監査部門である監査部その他内部統制部門であるリスクマネジメント部等と連携の上、取締役会、経営会議その他重要な会議への出席や、各取締役及び使用人などとの面談を通してその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な会議議事録及び判決書類などを閲覧し、本社及び主要な事業所においては監査部の業務監査報告に基づき、業務及び財産の状況を調査しました。

また、子会社については、子会社の取締役会等の議事録を閲覧のうえ、子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社を訪問し当該子会社に関する状況の説明を求め、さらに監査部から子会社に対し実施した監査の結果の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ グループ会社を含めた内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

明和産業株式会社 監査等委員会

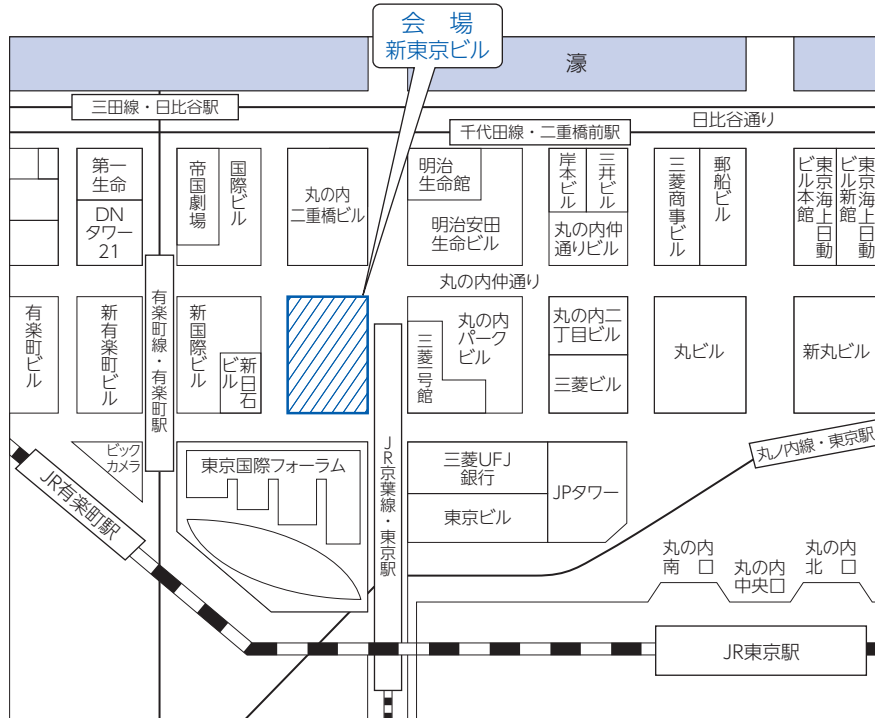
監査等委員	村	上	信	夫
監査等委員	岩	村	和	典
監査等委員	三	尾	伸	夫
監査等委員	後	藤	道	隆

(注) 監査等委員岩村和典、三尾伸夫、後藤道隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

<× 毛 欄>

株主総会会場ご案内略図

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
新東京ビル3階 当社本店大会議室（330区）



● J R

- ・「有楽町」駅より徒歩5分（国際フォーラム口）
- ・「東京」駅より徒歩7分（丸の内南口）

● 地下鉄

- ・有楽町線「有楽町」駅より徒歩5分（D5出口）
- ・日比谷線「日比谷」駅より徒歩7分（A3出口）
- ・千代田線「二重橋前」駅より徒歩3分（B7出口）
- ・三田線「日比谷」駅より徒歩5分（B4出口）

※ J Rは改札から、地下鉄は地上出口からの所要時間です。
駅構内及び地下道の時間は含まれておりませんのでご注意ください。

注) 株主総会にご出席の皆様へのお土産のご用意はございません。

新型コロナウイルスの感染リスクを踏まえ、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご選択いただきますようお願い申し上げます。
なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
<https://www.meiwa.co.jp/>